

トピックス…②

21年度補正予算で 総額459億円の畜酪追加対策決定

政府・自民党は4月8日、平成21年度の補正予算で対応する政府の経済危機対策として、総額1兆302億円の農林水産追加経済対策を決定した。このうち、酪農畜産関係は459億円となった。

● 機械・施設のリース事業に150億円 負債借り換え策資金対策に99億円

21年度の酪農畜産関係の補助事業は、すでに昨年12月の一般会計予算と今年3月の畜産物価格・関連対策で決定されたが、昨年後半からの世界的な経済危機に伴う景気の悪化に伴い、政府は21年度補正予算で経済危機対策を措置することを決定したことから、自民党は3月の畜産物価格・関連対策の決定直後から、酪農畜産を含めた農林水産業全般にわたる追加経済対策の検討に入った。

自民党が3月19日に開いた畜産・酪農対策小委員会では、出席した国会議員から、21年度の畜産物価格・関連対策で生産者の要望には十分に対応できなかった農家の負債対策のほか、農家が新たな機械・施設の導入、整備をする場合の支援などを求める発言が相次ぎ、具体的な追加対策の内容が農林幹部に一任された

その後、自民党農林幹部は政府との間で追加対策の具体的な内容が検討され、4月8日に総額1兆302億円の農林水産追加経済対策を決定、27日に国会に提出された。このうち、酪農畜産関係は総額459億円が措置された。

酪農畜産関係の主な事業は、「畜産自給力強化緊急支援事業」に150億円、「畜産経営維持緊急支援資金融通事業」に99億円、「飼料稲フル活用緊急対策事業」に13億円がそれぞれ措置されたほか、新たな雇用を創出する認定農業者に融資する「スーパーL資金」などに800億円の無利子枠の設定などが措置された。

● リース事業は飼料、生産性、衛生管理向上を支援 資金対策、大家畜の融資枠は450億円

このうち、「畜産自給力強化緊急支援事業」については、酪農家が生産性や飼料自給率の向上をはじめ、

酪農（乳牛）の排水、生乳の衛生管理の向上などに必要な機械をリース方式（2分の1、3分の1補助付リース事業の2種類）で導入した場合に支援する内容となっている。2分の1補助付リース事業では、コントラクター（飼料生産受託組織）などの経営を高度化するために細断型ロールベアラーなどの機械を導入した場合が対象となる。

3分の1補助付リース事業としては、①哺乳ロボットや自動給餌機などIT技術を活用した機械や飼料梱包機など自給飼料生産関係の機械、②バルククーラー用自記温度計や抗生物質・微生物の簡易検査機器など生乳の安全性確保の機械、③簡易浄化処理装置など酪農排水の適切な処理を推進する機械—などを導入した場合に支援の対象となる。

「畜産経営維持緊急支援資金融通事業」については、投資額が大きく、多額の負債を抱えやすい酪農家が、償還の困難な負債を新たに一括して借り換えられるように、低利で長期間の資金が措置された。具体的には、21～22年度の2年間、償還が困難な負債の一括借り換えができる新たな資金を創設した。貸付後2年間は無利子、融資枠は500億円。このうち、酪農など大家畜経営の場合は融資枠が450億円、償還期間は25年以内（うち据え置き期間は5年以内）、金利は1.70%以内（利率は4月20日現在）となっている。

このほか、「飼料稲フル活用緊急対策事業」では、稲わらや稲ホールクロップサイレージ（WCS）などの水田粗飼料の低コスト生産を行いつつ、20年度に比べて取り組みを拡大した場合、取り組み面積に対して10^{ha}当たり1万3,000円を交付することが措置された。